

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の改正について（議案第27号）

障害福祉課

1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数を定める規定において、社会福祉士及び介護福祉士法の引用条項を改める。

3 施行期日

令和4年4月1日